

大分市販路拡大チャレンジ補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市販路拡大チャレンジ補助金の実施に関して、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱（令和6年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者の公募)

第2条 市長は、要綱第3条第1項に規定する補助対象者を公募するものとする。

(補助対象事業にかかる親族との取引)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の自社内及び親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社等をいう。この号において同じ）、申請者が組合にあっては、その会員たる組合員、申請者が組合連合会にあっては、その会員たる組合及び当該組合の組合員、申請者の代表者若しくは役員の親族（本人を含み3親等以内のものをいう。この号において同じ）が経営する会社若しくは申請者の代表者若しくは役員の親族との取引がある場合は補助対象事業としない。ただし、上記事業者と取引を行うことがやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。

(補助対象経費の支払)

第4条 要綱第5条第1項で規定する補助対象経費の支払が、一取引10万円（税抜）を超える場合、現金による支払は補助対象外とする。ただし、補助対象経費を支払う先が、現金のみによる支払を指定する場合は、この限りではない。

(事前認定申請書の添付書類)

第5条 要綱第6条の2第1項の大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画事前認定申請書の添付書類のうち、その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受ける前に商談会・展示会等への出展に係る支払をする必要があることが記載された書類

(交付申請に係る書類の様式)

第6条 要綱第7条第1項の大分市販路拡大チャレンジ補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）の添付書類のうち次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める別紙による。

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 収支予算書 別紙2

(3) 誓約書 別紙3

- 2 要綱第7条第1項第8号に規定する市税完納証明書の写しを提出できない場合は、納期未到来証明書又は市税の滞納がないことの調査に係る同意書を提出するものとする。

(交付決定前の発注等の禁止と特例)

第7条 申請者は、要綱第8条第1項に規定する交付決定の通知を受ける前に、補助対象経費に係る発注（申込等を含む。以下「発注等」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、要綱別表に規定する公的機関等が開催する販路拡大イベント等への参加費及び出展料（小間料）にかかる発注等を行う場合においては、交付決定前であってもこの限りではない。

- 3 前項の規定により発注等を行った経費については、要綱第8条第1項の規定による交付決定を受けた場合に限り、補助対象経費として取り扱うものとする。

- 4 申請者は、第2項の規定により発注等を行った場合であっても、補助金の交付決定がなされない可能性があること、及び交付決定がなされないことにより生じる一切の損失は申請者が負担することを承諾した上で、発注等を行わなければならない。

(予算枠の都合による交付決定方法)

第8条 同日に到達した交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、公開抽選により交付決定をする。

(実績報告に係る書類の様式)

第9条 要綱第11条の大分市販路拡大チャレンジ補助金実績報告書の添付書類のうち次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める別紙による。

- (1) 事業実施内容書 別紙4
- (2) 収支決算書 別紙5

(状況報告及び補助金の返還)

第10条 要綱第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、当該年度における事業の実績について、大分市販路拡大チャレンジ補助金 成果状況報告書（別紙6）を作成し、翌年度の4月末までに市長に提出しなければならない。

- 2 事業実施内容書の内容と著しく異なる場合又は前項の提出がない場合は、市長は補助金の返還を求めることができる。

(公表等)

第11条 市長は、交付決定された事業の成果について、事業の実績を公表及び補助事業者に発表を求めることができるものとする。

2 公表する範囲については、補助事業者名、事業実績等とし、公表が時期尚早なもの、望ましくないものについては、協議により公表範囲を決定するものとする。

(その他)

第12条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。